

感染症予防対策にかかる基準（飲食業）チェックリスト 新旧対照表 5月6日修正（ver2）

改正前	改正後
<p>2. 来店者の感染症予防</p> <p>□ 全ての座席の対面距離およびテーブル間を1m <u>程度</u>確保している。確保できない場合は、パーテーション（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置するなどによる飛沫予防を行っている。 ※少人数の家族、乳幼児、介助者が必要な方、<u>普段から一緒にいる方</u>などが利用される場合はこの限りではない。</p> <p>□ 待合室などでは、マスク着用と併せて、店舗内で対面距離を1m <u>程度</u>確保できるように工夫している。確保できない場合は、入場制限を行っている。</p> <p>4. 施設・設備の衛生管理の徹底</p> <p>□ 常時換気（機械または2方向の窓の開放。窓が一つしかない場合は、ドアをあける等。全開ではなくても可。）、または30分に1回以上の頻度で5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける等）にするなどして十分な換気を行っている。 <u>（追記）</u></p>	<p>2. 来店者の感染症予防</p> <p>□ 全ての座席の対面距離およびテーブル間を1m <u>以上</u>確保している。確保できない場合は、パーテーション（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置するなどによる飛沫予防を行っている。 ※少人数の家族、乳幼児、介助者が必要な方が利用される場合はこの限りではない。</p> <p>□ 待合室などでは、マスク着用と併せて、店舗内で対面距離を1m <u>以上</u>確保できるように工夫している。確保できない場合は、入場制限を行っている。</p> <p>4. 施設・設備の衛生管理の徹底</p> <p>□ 常時換気（機械または2方向の窓の開放。窓が一つしかない場合は、ドアをあける等。全開ではなくても可。）、または30分に1回以上の頻度で5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける等）にするなどして十分な換気を行っている。 <u>（※店舗が入っている施設が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設にあたるような場合は、施設管理者等に問い合わせの上、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているかを確認すること。）</u></p>